

債務整理事件終結結果報告書

受任日 H15.8.19
着手日 H15.8.19

委任者 住所 東京都中野区

氏名 山田一郎様

	債権者名	届出残債務額	引き直し後債務額	最終確定債務額	和解日	判決・訴訟上の和解日	備考
1	A社	1,004,954 円	-218,537 円	-170,000円		H15.12.15	本人口座振込み
2	B社	1,016,483 円	-2,269,108 円	-1,800,000円		H15.12.17	預かり金口座振込み
3	C社	993,192 円	-1,964,110 円	-1,350,000円		H15.11.28	預かり金口座振込み
4	D社	200,964 円	171,591 円	170,000 円	H15.11.10		預かり金口座より支払済み
5	E社	421,311 円	421,311 円	420,000 円	H15.11.17		預かり金口座より支払済み
6	F社	1,070,372 円	900,000 円	900,000 円	H15.11.13		預かり金口座より支払済み
	合計	4,707,276 円	-2,958,853 円	-1,830,000 円			

獲得総利益額 当初債務総額 ⇒ 4,707,276 円 ①
事件終了後獲得利益 ⇒ 1,830,000 円 ② ①+② = 6,537,276円

費用精算表

債務整理費用(確定手数料)	和解成立件数	— 受領済額	= 未払額	
	—		=	③
訴訟報酬金			=	④
印紙代金			=	⑤
内容証明郵便代金			=	⑥
立替払い金			=	⑦
最終請求額	③+④+⑤+⑥+⑦		=	⑧

過払い金の返還があった場合の精算後返還金
預かり金口座入金分(ロ)+(ハ) — ⑧ =

※銀行の振り込み手数料を差し引いた金額が振り込まれます

過払金返還請求手続価格表

獲得金額	料金
20万円未満	5万円
30万円未満	7万5千円
40万円未満	10万円
40万円以上	10万円+20%
※事件内容により、別途実費がかかります	

訴訟事件となった場合

相手方1社につき5万円が加算されます
平成16年1月15日

東京都品川区西五反田2-24-7
シテコブ西五反田406
法三象二項認定司法書士 勝瑞 豊
TEL 03-3495-4009
FAX 03-3495-4155